

令和7年度北きりしまコスモドーム譲渡に伴う公募型プロポーザル（回答書）

Q1：一部を残して解体するとした際に、天体望遠鏡ならびにその関係機器などは小林市で廃棄していただくことは可能でしょうか。

回答：天体望遠鏡ならびにその関係機器を含め、そのような事も踏まえて提案を頂きたいと思います。最終購入者と協議をして決定します。

Q2：解体業者は入札にて依頼したいと考えておりますが、参加表明の期日に間に合わない場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。

回答：解体を提案に記載する場合の解体業者が決定していない場合は、空欄でも構いません。但し、解体工事を実施する場合、解体工事業許可を取得している業者が必須条件となります。

Q3：コスモドーム施設の解体や改修工事などで周辺の土地の所有者の理解は得られるのでしょうか？

回答：解体及び改修工事の場合は、行政も一緒に周辺関係者の理解に努めてまいります。

Q4：指定管理施設の譲渡がコスモドームの仮譲渡契約時に出来るのでしょうか？また、その際の譲渡予定金額は示されるのでしょうか？

回答：質問の指定管理施設とは、小林市コスモホール及び生駒高原観光レクリエーションセンターの事と思いますが、今回の公募では指定管理施設についての譲渡は考えていませんが、提案の内容に応じて協議をしていきます。

Q5：コスモドーム並びに指定管理施設（Q4が可能な場合）の正式な譲渡契約の日時はいつを考えられているのでしょうか？

回答：北きりしまコスモドームについては、小林市議会（令和8年3月定例会を想定）の議決を得た後に本契約への移行を予定しています。
今回の公募では指定管理施設について回答はありません。